
プロジェクト 税効果会計

開示の検討

項目

- 単体財務諸表における税効果会計に関する開示の検討

本資料の目的

1. 現行の開示に対して追加する開示項目として、以下を提案している。
 - 評価性引当額の内訳
 - 税務上の繰越欠損金に関する事項
2. 仮に前項の開示項目の候補を現行の開示に上記を追加する場合、税効果会計に関する注記事項として以下が開示されることとなる。(下線を追加)
 - (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳
 - (2) 評価性引当額の内訳 ((1) に併せて記載)
 - (3) 税務上の繰越欠損金に関する事項 ((1) に併せて記載)
 - (4) 税率差異の注記
 - (5) 税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正されたときは、その旨及び修正額
 - (6) 決算日後に税率の変更があった場合には、その内容及びその影響
3. 本資料は、第 356 回から第 358 回企業会計基準委員会及び第 48 回、第 50 回専門委員会において聞かれた意見を踏まえ、単体財務諸表に関する開示について検討するものである。

現行の取扱い

4. 現行の「税効果会計に係る会計基準」第四では、以下のように、連結と単体の双方に税効果会計に関する開示が求められている。

第四 注記事項

財務諸表及び連結財務諸表については、次の事項を注記しなければならない。

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳(以下「発生原因別の内訳注記」という。)
2. 税引前当期純利益又は税金等調整前当期純利益に対する法人税等(法人税等調整額を含む。)の比率と法定実効税率との間に重要な差異があるときは、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳(以下「税率差異の注記」という。)
3. 税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正されたときは、その旨及び修正額(以下「税率変更の注記」という。)
4. 決算日後に税率の変更があった場合には、その内容及びその影響(以下「決算日後の注記」という。)

5. 一方、会計基準によっては、金融商品の時価等に関する事項(企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」第40項-2)や確定給付制度に関する事項(企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」第30項)のように、連結で開示されている場合に、単体で開示を要しないとされているものがある。
6. また、金融商品取引法に基づく開示については、平成26年3月に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年内閣府令第19号)が公布され、単体開示の簡素化に係る財務諸表等規則の改正がなされた¹。この改正では、税効果会計に関する開示は、単体開示の簡素化の対象になっておらず、連結と単体の双方に開示が求められている²³。

第358回企業会計基準委員会及び第50回専門委員会 (純粋持株会社の取扱い)

7. 単体の税効果会計の注記全体に関連する論点として、これまでの審議で、純粋持株

¹ 当該改正では、連結財務諸表作成会社のうち、会計監査人設置会社は特例財務諸表提出会社とされ、会社法の要求水準に合わせた新たな個別財務諸表の様式によることや、一定の注記については会社計算規則の規定をもって注記できるとする特例が定められた。なお、連結財務諸表を作成する会社においては、連結開示において十分な情報が開示されている場合には、一定の注記については単体開示を免除することとされた。

² 平成26年3月に金融庁が公表した(別紙1)「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方において、「税効果会計に関する注記(第8条の12)は、記載不要としていただきたい。」とのコメントの概要に対し、「金商法と会社法では、法令上要求されている注記の開示水準が異なっている(会社法では発生原因のみ開示が求められ、内訳金額の開示は要求されていない)ため、会社法の要求水準に統一することは適当ではなく、今回、改正を行っていません。」との考え方が示されている。

³ 会社計算規則では、単体において、繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)及び繰延税金負債の発生の主な原因の開示(会社計算規則第107条)が求められている。

会社における単体の税効果会計の注記事項について検討を行い、様々な実態がある純粋持株株式会社のケースでは、単体の税効果会計の注記事項に有用性がないとは一概には言えず、単体開示を省略することは適切ではないと分析を行った。

(個々の注記事項の取扱い)

以下は、第 358 回企業会計基準委員会及び第 50 回専門委員会における分析に聞かれた意見を踏まえ黄色の部分を加筆又は修正している。

8. 個々の注記事項を省略し得るか否かについては、以下のように分析をした。

まず、これまで開示されている項目については、以下のように整理できると考えられる。

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の内訳注記及び税率差異の注記については、以下の理由で省略することは適切ではないと考えられる。

- 連結財務諸表における税効果会計の注記事項が今回の検討により追加され、利用者における分析に資する情報が拡充されることとなっても、税効果会計の注記事項は他の注記項目とは異なり、税制の異なる複数の会社の情報が集計され、理解が相当程度困難であることから、単体の情報は、連結財務諸表における当該注記事項を理解するために有用と考えられる。
- 単体の発生原因別の内訳注記や税率差異の注記においては、連結財務諸表には開示されない課税所得計算に直接関係する一時差異（例えば、子会社株式に関する一時差異）の情報が開示されるため、有用と考えられる。

(2) 税率変更の注記及び決算日後の注記については、発生原因別の内訳及び税率差異の注記において税率の変更により大きな変動が記載される場合にその内容を理解するために必要な情報であることから、発生原因別の内訳注記及び税率差異の注記を残す場合、これらの注記も残すことが適切であると考えられる。

9. 次に、追加で開示する候補に挙げられている項目については、以下の2つに分けた上で検討を行う。

(1) 数値情報

- 評価性引当額の内訳のうち発生原因別の内訳注記に併せて注記される税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額と将来減算一時差異に係る評価性引当額
- 税務上の繰越欠損金に係る数値情報⁴

⁴ 税務上の繰越欠損金に係る法人税等の率を乗じた額、当該税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額及び当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産

(2) 定性的情報

- 評価性引当額の変動内容
- 税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合に当該繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由

10. 第9項(1)の「数値情報」のうち評価性引当額の内訳については、税制の異なる複数の会社の情報が集計され、連結における税効果に関する理解が相当程度困難であることを踏まえると、単体における税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額と将来減算一時差異に係る評価性引当額は連結における情報の理解に資すると考えられるため、この情報については単体においても開示することが考えられる。

一方で、「数値情報」のうち税務上の繰越欠損金に係るものについては、上述した税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が開示されれば、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を把握することができる。また、日本の税法に基づくものであることから、単体の発生原因別の注記の推移や、例えば有価証券報告書における第1【企業の概況】の【主要な経営指標等の推移】において提出会社の経営指標等として、最近5事業年度の経常利益又は経常損失及び当期純利益又は当期純損失の金額が開示されているなどの業績の推移により、重要な税務上の繰越欠損金が生じた時期が特定できれば、どの時期に繰越期限となるかについてもある程度推測できると考えられ、単体において開示を追加しなくても利用者の分析に影響が生じることは限定的と考えられる。

11. また、第9項(2)の「定性的情報」については、連結の開示を充実させる場合には実務負担に配慮すべきとの強いニーズや国際的な会計基準に基づく連結情報との比較可能性をより重視することを踏まえ、以下の理由により単体において開示を追加しなくても利用者の分析に影響が生じることは限定的と考えられる。

- 単体の評価性引当額は回収可能性適用指針に従い計上されていることから、評価性引当額の変動内容は、発生原因別の注記においてスケジューリング可能なものか不能なものかを推測することによりある程度理解し得ると考えられる。
- 税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由については、親会社においては個別財務諸表が開示されていることに加えて、子会社に比べると財務情報以外の開示も比較的多く、将来の収益力について開示されていることもあるため、これらの情報と併せて分析することにより、理解し得ることが少なくない。

5 「企業内容等の開示に関する内閣府令」第三号様式a(第2号様式記載上の注意(25)に準じて記載することが示されている)

第 358 回企業会計基準委員会及び第 50 回専門委員会において聞かれた意見

12. 上記の分析に対し、主に以下の意見が聞かれた（これまで聞かれた意見の詳細については別紙を参照）。

(1) 日本の税制が複雑であることを踏まえると、単体において税効果会計関係の注記をすべて開示しない取扱いとすることは適切ではないと考える一方で、連結において拡充する項目のすべてを単体において開示する必要はない。このため、単体においては評価性引当額の数値情報のみ拡充するとの提案に賛成する。また、この提案については、各関係者の意見を伺うタイミングにきていると考える。（第 358 回企業会計基準委員会及び第 50 回専門委員会）

(2) 個別財務諸表において税務上の繰越欠損金に関する繰越期限別の情報を開示しない場合、この情報を繰延税金資産の発生原因別の注記や業績の推移の情報等から推測することは、相当の理解力がなければ難しいと考えられるため、この情報を推測し得るとする分析は合理的ではないのではないか。（第 358 回企業会計基準委員会及び第 50 回専門委員会）

(3) 追加的な開示項目がなくとも推測可能であるという分析は理論的ではないと考える。今回の税効果会計に係る指針の移管のタイミングで、連結と単体の開示の要求事項を分ける必要はないのではないか。（第 50 回専門委員会）

（その他の意見）

(4) 連結納税制度を適用している場合における単体開示の必要性についても検討する必要があると考える。（第 50 回専門委員会）

13. 以上の意見を踏まえ、第 8 項から第 11 項の分析内容について加筆修正を行っている。

追加的な分析

（連結納税会社の取扱い）

14. 以下では、連結納税会社については、単体の税効果会計の注記事項が有用ではないとの意見が聞かれていることを踏まえ、追加的な分析を行っている。

連結納税会社における繰延税金資産及び繰延税金負債の会計処理及び注記事項の取扱い

15. 連結納税制度を適用している場合、繰延税金資産及び繰延税金負債の会計処理について、実務対応報告第 7 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その 2)」(以下「連結納税の税効果の取扱い(その 2)」という。)では、

以下のように定められている。

(1) 財務諸表上の一時差異として認識される金額は、連結納税制度を適用した場合であっても、法人税、地方法人税、住民税及び事業税について基本的に共通であるため、税金の種類ごとに区分して計算する必要はない。ただし、繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、税金の種類ごとに行う必要がある。(連結納税の税効果の取扱い(その2)Q2(1))

(2) 税務上の繰越欠損金は、税金の種類ごとに取扱いが異なるため、繰越欠損金に係る繰延税金資産の金額は、原則として、税金の種類ごとに適用税率を算定し計算する必要がある。(連結納税の税効果の取扱い(その2)Q2(2))

16. また、注記事項について、連結納税制度を適用していない企業と同様に、発生原因別の注記、税率差異の注記、税率変更の注記及び決算日後の税率変更の注記が求められている。

なお、連結納税会社特有の注記事項に関する事項として、実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(以下「連結納税の税効果の取扱い(その1)」という。)及び連結納税の税効果の取扱い(その2)において、以下の取扱いが示されている。

(1) 連結納税制度を適用した場合又は取りやめた場合における最初の連結財務諸表及び財務諸表においては、その旨を注記することが適当である。(連結納税の税効果の取扱い(その1)Q17)

(2) 連結納税親会社の個別財務諸表における法人税及び地方法人税に係る繰延税金資産の計上額が、連結財務諸表に含まれる連結納税主体としての回収可能見込額を大幅に上回る場合で、その上回る部分の金額に重要性がある場合には、連結納税親会社の個別財務諸表に追加情報として注記することが必要になる。(連結納税の税効果の取扱い(その2)Q4 なお書)

(3) 税効果会計は利益に関連する金額を課税標準として課される税金について適用するものであり、税効果会計の適用により計上される繰延税金資産及び繰延税金負債は、当該税金全体に関して、その発生の主な原因別の内訳等を注記すれば足りるため、その内訳を税金の種類ごとに注記する必要はない。

ただし、評価性引当額については、連結納税制度を適用した場合、繰延税金資産の回収可能性は税金の種類ごとに判断することとなるため、税金の種類によって回収可能性が異なる場合には、税金の種類を示して注記することが望ましい。(開示例については、(別紙2)を参照)(連結納税の税効果の取扱い(その

2) Q9))

連結納税会社における注記事項の有用性に関する分析

17. ここで、連結納税制度を適用している場合、単体の税効果会計の注記事項のうち以下の点についての理解は難しいと考えられる。

- 一般に、発生原因別の注記における税務上の繰越欠損金の額⁶として連結欠損金個別帰属額が記載されていると考えられるが、当該税務上の繰越欠損金は、連結納税グループの連結所得見積額を考慮し将来の繰越控除額を見積ることにより回収可能性を判断しているため、税務上の繰越欠損金が開示されたとしても、将来の税負担率に与える影響や繰延税金資産の回収可能性の不確実性を分析することは難しい。

18. しかしながら、以下の点から、連結納税会社においても単体における開示に有用性があると考えられる。

- 発生原因別の注記について、法人税及び地方法人税に係る一時差異等と、住民税及び事業税に係る一時差異等の回収可能性の判断が異なることにより、どの将来減算一時差異に評価性引当額が計上されているのかの理解が難しいケースがあるものの、発生原因別の注記においてスケジューリング可能なものか不可能なものを推測することにより、評価性引当額に関してある程度理解し得ると考えられる

なお、連結納税会社特有の注記事項については、連結納税の税効果の取扱い(その1)及び連結納税の税効果の取扱い(その2)に定めがあるため、一部改正案においては、特に記載する必要はないと考えられる。

まとめ

19. 以上を踏まえると、単体の税効果会計に関する開示については以下が考えられるかどうか。

これまで開示されている項目

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発生原因別の内訳注記 | これまでどおり開示する。 |
| (2) 税率差異の注記 | これまでどおり開示する。 |
| (3) 税率変更の注記 | これまでどおり開示する。 |

⁶ 連結納税制度を適用している企業が単体で開示する税務上の繰越欠損金には、連結所得見積額のみを考慮する性質のものと、特定連結欠損金のように連結所得見積額及び個別所得見積額の両方を考慮する性質のものがある。

- (4) 決算日後の注記 これまでどおり開示する。

追加で開示する項目

- (1) 評価性引当額の内訳の数値情報
単体の発生原因別の内訳注記に併せて数値情報を開示する。
- (2) 繰越期限別の数値情報
単体では、数値情報を開示不要とする。
- (3) 定性的情報（評価性引当額の変動要因及び税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産の計上理由）
単体では、定性的情報の開示を不要とする。

ディスカッション・ポイント

- ・事務局の提案についてご意見を伺いたい。

(別紙 1)

単体開示に関する意見

アウトリーチにおいて聞かれた意見

1. 市場関係者（利用者、作成者及び監査人）に対するアウトリーチにおいて聞かれた単体開示に関する主な意見は以下のとおりである。

- (1) 単体の情報は、税金費用が納税主体ごとに算定されるため及び分配可能額に影響するため、従前と変わらず投資判断として重要な情報になる。また、金融商品取引法に基づく開示制度において単体開示が簡素化された時に税効果会計の開示は省略されなかったことを踏まえれば、その時点と現在において税効果会計を取り巻く状況に大きな変化は見られず、開示の取扱いを変える理由はない。（利用者）
- (2) 仮に連結の開示を充実させる場合、実務負担に配慮し、単体の開示を不要とすべきである。また、税効果会計基準の導入時に比べると海外への事業展開が進展して連結情報の重要性が高まっていることや国際的な会計基準では単体の開示は求められていないことを勘案すると、単体開示の有用性は低下していると考えられる。（作成者）
- (3) 単体の開示について、例えば、連結納税制度を適用している場合に単体の税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額を開示しても、連結財務諸表提出会社のみが税務上の繰越欠損金を利用できるものではないことから、利用者にとって有用とはいえないケースもあり得ると考えられる。（監査人）

第 356 回企業会計基準委員会及び第 48 回専門委員会において聞かれた意見

2. 第 356 回企業会計基準委員会及び第 48 回専門委員会において、事務局より、単体開示に関する提案について説明したところ、次の意見が聞かれた。

単体開示の簡素化に反対する意見

- (1) 税効果会計に関する注記は、納税主体ごとに算定されていることから、他の会計基準に関する注記よりも単体で開示することの有用性は高いことに留意すべきである。また、単体開示において一部の注記を省略する合理的な理由を見出すことは難しいと考える。（第 48 回専門委員会）

連結財務諸表での十分な開示の拡充が図られる場合には単体での開示を見直すべき又は見直してもよいという意見

- (2) 単体開示の簡素化は、連結での開示が十分に拡充されることが前提となるのではないか。(第356回企業会計基準委員会)
- (3) 国際的な開示動向も含めて連結ベースでの開示に向かっている状況を踏まえると、連結の開示の拡充に連動して単体の開示も自動的に拡充するのではなく、単体の開示を行う意義について十分な検討を行う必要があると考える。(第356回企業会計基準委員会)
- (4) 現行の適時開示では単体の業績予想の開示が求められていないため、単体の情報を開示すると利用者に混乱を生じさせることを懸念する。そのため、単体開示を省略し、連結での開示を十分に拡充する方が利用者にとっての便益が高いのではないか。(第356回企業会計基準委員会)
- (5) 連結での開示を十分に拡充した場合に、単体の情報も理解可能となるのであれば、単体開示の簡素化を図ることを検討してもよいのではないか。(第356回企業会計基準委員会)
- (6) 開示項目を要求事項とするか否かの会計基準の開発における判断は、一組の財務諸表としての注記の必要性の観点から検討すべきであり、開示制度の観点から検討すべきものではないと考える。単体のみ開示している企業の場合、追加的な開示項目を省略することは難しいかもしれないが、連結を開示している場合、連結の注記により利用者が単体の内容を十分に理解し得る開示が行われる場合には、他の会計基準等でも認めているように単体で注記を省略することも考えられるのではないか。(第48回専門委員会)
- (7) 連結の開示には単体の情報が含まれていることから、連結で定性的な情報も含めて十分な開示がなされている場合、単体については一定程度分析できると考えられるため、単体で重ねて開示する意義はさほどないのではないか。(第48回専門委員会)
- (8) 金融商品取引法において単体開示の簡素化が行われた時の議論は、現行の開示を削除しないことが規定されたのみであり、単体の開示を追加するかどうかの議論には及んでいないため、必ずしも連結と単体の双方の開示を念頭に置く必要はないと考える。(第48回専門委員会)

その他の意見

- (9) 連結納税制度を採用している場合、単体開示が適切に行い得るのか整理が必要であると考え。(第48回専門委員会)

第 357 回企業会計基準委員会において聞かれた意見

3. 第 357 回企業会計基準委員会において、単体開示について次の意見が聞かれた。

- (1) 連結において開示を拡充する場合、単体の開示を縮小することについて検討を要望する。(第 357 回企業会計基準委員会)
- (2) 利用者が注記事項をどのように利用しているのかについての検討においては、一部単体の情報の利用も想定されているが、主として連結の情報を利用していると考えられるため、連結の開示のみを見直すことが目的に即しているのではないか。(第 357 回企業会計基準委員会)
- (3) 海外では単体情報が開示されていない状況で、日本の格付会社のアナリストが、単体情報を利用して格付けを行っているのか疑問である。(第 357 回企業会計基準委員会)
- (4) 単体開示の有用性は、企業の組織構造(事業持株会社又は純粹持株会社)により異なる可能性があるため、すべての企業に一律に開示を求めることは適切ではないと考える。そのため、単体開示は任意開示とし、コストを上回る便益があると考えられる企業にのみ開示を求めてはどうか。(第 357 回企業会計基準委員会)
- (5) 単体の情報については、格付会社のアナリストのほか、融資者や投資銀行部門の利用者のニーズがあると考えられる。なお、企業からの依頼による場合、当該企業からの情報提供を受けることはできるが、評価や分析にあたり同業他社分析を行うため、単体の情報も有用性があると考えられる。(第 357 回企業会計基準委員会)

第 358 回企業会計基準委員会及び第 50 回専門委員会で聞かれた意見

20. 事務局より、単体財務諸表における税効果会計に関する開示について説明したところ、次の意見が聞かれた。

(事務局の提案に賛成する意見)

- (1) 日本の税制が複雑であることを踏まえると、単体において税効果会計関係の注記をすべて開示しない取扱いとすることは適切ではないが、連結において拡充する項目のすべてを単体において開示する必要はないと考える。このため、単体においては評価性引当額の数値情報のみ拡充するとの提案に賛成する。また、この提案については、各関係者の意見を伺うタイミングに来ていると考える。(第 358 回企業会計基準委員会)

- (2) 財務諸表利用者が繰延税金資産及び繰延税金負債を理解するためには、非財務情報において将来の収益獲得見込みや企業の戦略遂行能力について説明を行うことが最も重要であると考え、企業グループの事業範囲が海外に拡大していることを踏まえると、連結において、税効果会計関係の注記として評価性引当額や税務上の繰越欠損金に係る情報について一定程度は開示の拡充が必要であることは理解できる。

他方、単体においては、現行の実務負担を勘案すると開示を拡充する意義は乏しいため、評価性引当額の数値情報のみ拡充するとの提案が妥当であると考え。 (第358回企業会計基準委員会)

- (3) 繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の評価に資する情報として現行の開示要求事項が定められていることを踏まえると、現行の開示要求事項を削除することは適切ではなく、最低限の追加事項として評価性引当額の内訳開示のみ追加する事務局提案に賛成する。(第50回専門委員会)

- (4) 現行の開示要求事項を減らすことは難しいこと、及び新たな追加開示項目を極力増やさない観点から事務局提案に賛成する。(第50回専門委員会)

- (5) 連結財務諸表と単体財務諸表で異なる開示とする事務局提案に賛成する。なお、連結財務諸表における開示の方向性が確定した段階で再度確認を行う必要があると考え。(第50回専門委員会)

(事務局の提案に反対する意見)

- (6) 個別財務諸表において税務上の繰越欠損金に関する繰越期限別の情報を開示しない場合、この情報を繰延税金資産の発生原因別の注記や業績の推移の情報等から推測することは、相当の理解力がなければ難しいと考えられるため、この情報を推測し得るとする分析は合理的ではないのではないか。(第358回企業会計基準委員会)

- (7) 追加的な開示項目がなくとも推測可能であるという分析は理論的ではないと考える。今回の税効果会計に係る指針の移管のタイミングで、連結財務諸表と単体財務諸表で開示の要求事項を分ける必要はないのではないか。(第50回専門委員会)

- (8) 連結の業績が悪化する局面では、業績が好調な子会社は売却される傾向がある。このような場合、企業の信用力の評価を行う観点からは、親会社の単体財務諸表の重要性が高まるため、単体財務諸表においても連結財務諸表の開示と同様の開示を求めると考える。(第50回専門委員会)

- (9) 単体財務諸表における開示は、連結財務諸表における開示項目の一部であり、

追加開示コストはそれほど要しないため、開示項目が利用者に必要な情報であれば開示を求めるべきであり、推測可能であるため省略するという理由は合理性がないと考える。(第50回専門委員会)

(10) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、他の繰延税金資産の項目と同様に分配可能額を構成することを踏まえると、単体において繰越期限別の税務上の繰越欠損金に係る注記は必要ではないか。(第50回専門委員会)

(11) 今回の事務局提案では、税務上の繰越欠損金に係る注記については、評価性引当額の内訳に係る注記と同様に、繰延税金資産の発生原因別の主な内訳の補足情報として位置づけているため、単体では片方のみ開示を求めないとするものの整合性についての検討が必要ではないか。(第50回専門委員会)

(その他の意見)

(12) 単体における開示の簡素化は、連結情報の充実に伴い必要性が低くなる項目のみ認められるものであり、簡素化を図ることを前提にすることは適切ではないと考える。(第358回企業会計基準委員会)

(13) 連結納税制度を適用している場合における単体開示の必要性についても検討する必要があると考える。(第50回専門委員会)

(14) 事務局の分析では、単体財務諸表における開示項目のうち一部の項目のみ省略することについて合理的な理由を見出すことは難しいとする一方で、開示項目の提案では一部の項目を省略することを提案している点は矛盾しているため、再度整理する必要があると考える。(第50回専門委員会)

(別紙2) 評価性引当額について税金の種類を示して注記している事例

A社「有価証券報告書(平成28年3月期)」より抜粋

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | | 前事業年度 (平成27年3月31日) | 当事業年度 (平成28年3月31日) |
|--------|----------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | 賞与引当金 | XXX百万円 | XXX百万円 |
| | 退職給付引当金 | XXX | XXX |
| | ... | XXX | XXX |
| | その他 | XXX | XXX |
| | 繰延税金資産小計 | XXX | XXX |
| | 評価性引当額 | 2,334 | 1,972 |
| | 繰延税金資産合計 | XXX | XXX |
| 繰延税金負債 | (以下略) | | |

なお、当社は連結納税制度を採用しており、評価性引当額の内訳は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成27年3月31日) | 当事業年度 (平成28年3月31日) |
|-----|-----------------------|-----------------------|
| 法人税 | 1,741百万円 | 1,607百万円 |
| 住民税 | 246 | 129 |
| 事業税 | 347 | 235 |
| 合計 | 2,334 | 1,972 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(以下略)

以上